

発行者情報

【表紙】

【公表書類】

発行者情報

【公表日】

2024年9月30日

【発行者の名称】

株式会社ゼロジャパン
(ZERO JAPAN. Co., Ltd)

【代表者の役職氏名】

代表取締役社長 浅村 裕二

【本店の所在の場所】

埼玉県所沢市くすのき台三丁目18番地5 リングスビル
5階

【電話番号】

04-2997-2000

【事務連絡者氏名】

取締役管理本部長兼 IPO 準備室長 井本 幸一

【担当 J-Adviser の名称】

株式会社日本M&Aセンター

【担当 J-Adviser の代表者の役職氏名】

代表取締役社長 竹内 直樹

【担当 J-Adviser の本店の所在の場所】

東京都千代田区丸の内一丁目8番2号

【担当 J-Adviser の財務状況が 公表されるウェブサイトのアドレス】

<https://www.nihon-ma.co.jp/ir/>

【電話番号】

03-5220-5454

【取引所金融商品市場等に関する事項】

東京証券取引所 TOKYO PRO Market
なお、振替機関の名称及び住所は下記のとおりです。
名称：株式会社証券保管振替機構
住所：東京都中央区日本橋兜町7番1号

【公表されるホームページのアドレス】

株式会社ゼロジャパン
<https://zerojapan.jp/>
株式会社 東京証券取引所
<https://www.jpx.co.jp/>

【投資者に対する注意事項】

- 1 TOKYO PRO Marketは、特定投資家等を対象とした市場であり、その上場会社は、高い投資リスクを含んでいる場合があります。投資者は、TOKYO PRO Marketの上場会社に適用される上場適格性要件及び適時開示基準並びに市場価格の変動に関するリスクに留意し、自らの責任で投資を行う必要があります。また、投資者は、発行者情報により公表された情報を慎重に検討した上で投資判断を行う必要があります。特に、第一部 第3 4【事業等のリスク】において公表された情報を慎重に検討する必要があります。
- 2 発行者情報を公表した発行者のその公表の時における役員（金融商品取引法（以下「法」という。）第21条第1項第1号に規定する役員（取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又はこれらに準ずる者）をいう。）は、発行者情報のうちに重要な事項について虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けていたときは、法第27条の34において準用する法第22条の規定に基づき、当該有価証券を取得した者に対し、情報が虚偽であり又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当該有価証券を取得した者がその取得の申込みの際に、情報が虚偽であり、又は欠けていることを知っていたときは、この限りではありません。また、当該役員は、情報が虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかったことを証明したときは、上記賠償責任を負いません。
- 3 TOKYO PRO Marketにおける取引所規則の枠組みは、基本的な部分において日本の一般的な取引所金融商品市場に適用される取引所規則の枠組みと異なっています。すなわち、TOKYO PRO Marketにおいては、J-Adviserが重要な役割を担います。TOKYO PRO Marketの上場会社は、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例（以下「特例」という。）に従って、各上場会社のために行動するJ-Adviserを選任する必要があります。J-Adviserの役割には、上場適格性要件に関する助言及び指導、並びに上場申請手続のマネジメントが含まれます。これらの点について、投資者は、東京証券取引所のホームページ等に掲げられるTOKYO PRO Marketに係る諸規則に留意する必要があります。
- 4 東京証券取引所は、発行者情報の内容（発行者情報に虚偽の情報があるか否か、又は公表すべき事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けているか否かという点を含みますが、これらに限られません。）について、何らの表明又は保証等をしておらず、前記賠償責任その他の一切の責任を負いません。

第一部 【企業情報】

第1 【本国における法制等の概要】

該当事項はありません。

第2 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第19期	第20期	第21期
決算年月	2022年6月	2023年6月	2024年6月
売上高 (千円)	3,035,554	3,065,403	3,517,398
経常利益 (千円)	184,932	196,768	269,540
当期純利益 (千円)	108,837	160,060	174,586
純資産額 (千円)	240,974	401,035	575,621
総資産額 (千円)	1,328,480	1,263,686	2,730,068
1株当たり純資産額 (円)	301.21	501.29	719.52
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	— (—)	— (—)	— (—)
1株当たり当期純利益金額 (円)	136.04	200.07	218.23
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額 (円)	—	—	—
自己資本比率 (%)	18.1	31.7	21.1
自己資本利益率 (%)	57.9	49.9	35.8
株価収益率 (倍)	—	—	7.8
配当性向 (%)	—	—	—
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	158,296	204,990	269,760
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	△82,596	25,659	△1,433,462
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	127,893	△195,710	1,230,086
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	499,808	534,748	601,133
従業員数 〔平均臨時雇用者数〕 (名)	105 〔7〕	110 〔7〕	110 〔7〕

- (注) 1. 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 1株当たり配当額及び配当性向については、配当を行っていないため記載しておりません。
3. 当社は、2024年1月11日付けで普通株式1株につき40株の割合で株式分割を行っておりますが、第19期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たりの純資産額及び1株当たりの当期純利益金額を算定しております。
4. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。
5. 第19期及び第20期の株価収益率は、2024年3月28日に東京証券取引所 TOKYO PRO Market

に上場したため記載しておりません。

6. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数（パートタイマーを含み、派遣社員を除く。）は、年間の平均人員数を〔 〕外数で記載しております。
7. 第 20 期の財務諸表については、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第 110 条第 5 項の規定に基づき、第 21 期の財務諸表については、「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第 128 条第 3 項の規定に基づき、東光監査法人による監査を受けておりますが、第 19 期の財務諸表については、当該監査を受けておりません。
8. 「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第 29 号 2020 年 3 月 31 日）等を第 20 期の期首から適用しており、第 20 期以降に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等になっております。

2 【沿革】

当社は、2002年に埼玉県狭山市にて一般消費者向けに家電、ブランド、貴金属等を買取販売する総合リユースショップを開店以来、リユース事業に取り組んでまいりました。当社の設立以降、現在に至るまでの沿革は、以下の通りです。

年 月	沿 革
2003年 7月	有限会社ゼロジャパン 設立
2005年 5月	Yahoo オークションにて一般消費者向けのインターネットオークション販売を開始
2005年 10月	資本金を10百万円に増資し、株式会社へ組織変更
2006年 5月	家電、ブランド、貴金属の業者卸を開始
2006年 6月	ブランド、ジュエリー買取専門店の第一号店となる、ブランドリユース『ワンダープライス小手指店』を開店。
2006年 7月	Yahoo オークションサイトにブランド、ジュエリー主体の「ワンダープライス」を開店
2008年 5月	出張買取、宅配買取業務開始
2013年 5月	海外ECサイト「アリババ」に出店
2013年 8月	自社ECサイトを開設
2021年 10月	資本金を100百万円に増資
2022年 7月	ジュエリーレンタルサービス「JEWELRY RENTAL」開始
2022年 10月	法人向け自社オークションサイト「ダイバーシティ・オークション」を開設
2023年 1月	東南アジア、台湾への販売を目的に越境ECサイト「Shopee」に出店
2023年 2月	フリマサービス「メルカリ」出店
2024年 3月	東京証券取引所 TOKYO PRO Market に上場

3 【事業の内容】

当社は、主として貴金属、宝飾ジュエリー及びブランド品等の買取、並びに店舗、インターネットを通じた販売を行っております。なお、事業セグメントとしましてはリユース事業の単一セグメントとなります。

(1) 商品買取

当社は国内において買取を行っており、買取方法としましては、一般消費者を対象とした「店頭買取」「宅配買取」「出張買取」及び事業者を対象とした「業者買取」の4種類にて事業展開をしております。

「店頭買取」は当社の買取店舗「ワンダープライス」にお客様が売却したい商品をお持ちいただき、店舗にて当社スタッフが鑑定、査定を行い、その場で買取を行います。

「店頭買取」以外では、お客様に売却希望商品を宅配にてお送り頂く「宅配買取」や、お客様のご自宅に直接お伺いする「出張買取」を行っておりますが、取扱商品の特性上、高額商品が多いことからお客様自身が直接店頭を持ち込みたいという意向も強く、「店頭買取」が当事業年度の仕入高 2,146,966 千円のうち 2,020,907 千円（構成比 94.1%）と全体の大半を占めております。

また、一部「業者買取」といった形で、事業者からの買取も行っております。

なお、当事業年度末における買取店舗数は 42 店舗（内 3 店舗は販売併設店舗）であり、ショッピング・モール等、集客力の高い商業施設内へのテナント出店を中心に展開しております。

(2) 商品販売

上記「(1) 商品買取」にて買取った商品は主に、「専門卸業者への販売」「Web オークション販売」「店舗・EC サイトでの小売販売」といった形でそれぞれの商品特性に合わせた販売を行っております。

(専門卸業者への販売)

金、プラチナなどの地金、貴金属や金券類、及び酒類はこれらを専門に取扱う専門業者へ販売いたします。

(Web オークション販売)

時計、ブランド、ジュエリー等につきましては、当社が運営する自社オークション、及び他社市場を利用した Web オークションにより、リユース事業者へ販売しております。

なお、ジュエリーを主体としてメンテナンス、再生加工による付加価値向上を図っております。

(店舗・EC サイトでの小売販売)

当社 EC サイト並びに一部店舗、及び他社 EC サイトにおいて一般消費者向けの小売販売を行っております。

(3) その他

上記の商品販売以外に「自社オークションにおける委託販売」「レンタルジュエリーのサブスクリプション」についても取り組んでおります。

(自社オークションにおける委託販売)

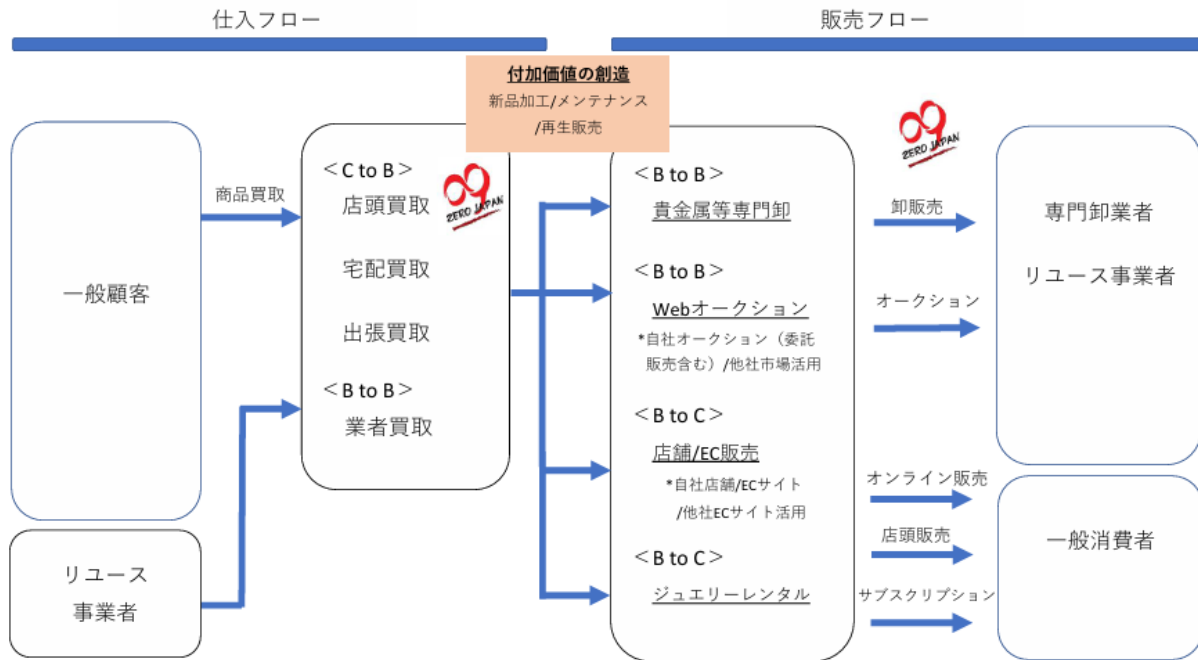
当社が運営する自社オークションにおいて、自社仕入商品以外にオークションに参加頂くリユース事業者の保有する商品を委託出品することにより、出品事業者から手数料を得ております。また、委託商品が落札された場合、落札事業者からも手数料を得ております。

(レンタルジュエリーのサブスクリプション)

一部ジュエリー商品につきましては、メンテナンス、再生加工後、レンタルジュエリーとして取扱いいたしております。

事業の系統図は、次のとおりであります。

Business Flow



4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金 (千円)	主要な事業内容	議決権の所有 割合（又は被 所有割合）	関係内容
(非連結子会社) 有限会社 明正地所 (注) 2	埼玉県所沢市	30,000	不動産業 (買取再販)	100%	資金援助

- (注) 1. 有価証券届出書又は有価証券報告書を提出している会社はありません。
 2. 特定子会社に該当しております。
 3. 上記の他に非連結子会社1社を有しておりますが、重要性が乏しいため記載を省略しております。

5 【従業員の状況】

(1) 発行者の状況

2024年6月30日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数	平均年間給与(千円)
110 [7]	44.6	5年1ヶ月	4,098

セグメントの名称	従業員数(名)
本社	19 [1]
店舗	91 [6]
合計	110 [7]

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数（パートタイマーを含み、派遣社員を除く。）は、年間の平均人員数を〔 〕外数で記載しております。
 2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

(2) 労働組合の状況

当社において労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満であり、特記すべき事項はありません。

第3 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

(1) 業績

当事業年度（自 2023 年 7 月 1 日 至 2024 年 6 月 30 日）

当事業年度における我が国経済は、新型コロナウイルスに対する感染症法上分類の 5 類移行に伴い、消費マインド及び経済活動全般に回復の兆しがみられました。しかしながら、その一方でイスラエル・パレスチナ紛争の悪化、ロシア・ウクライナ情勢の長期化による資源・エネルギー価格の高騰等、国際経済動向に端を発した円安や国内物価の上昇懸念により、依然として不透明感の強い状況が続いております。 リユース業界におきましては SDGs が掲げる持続可能な循環型社会の実現に向け、消費者の関心が高まりつつあると同時に今後さらなる市場拡大が期待されております。

こうした状況の下、当社といたしましては、継続的かつ安定的な商品確保に向け限定イベント等を通じ、個々のお客様とのコミュニケーション強化やサービス提供による個人買取強化に努めてまいりました。 また、業務の効率化、商品加工内製化による付加価値の向上を推進するとともに、非接触型営業施策としてウェブ販売や自社オークションを中心としたオンライン・オークションへの取り組みを強化することで、リアルとデジタルを融合した形で売上、利益を確保できる体制を整えてまいりました。

これらの結果、当事業年度の業績につきましては、売上高は 3,517,398 千円（前期比 14.7%増）、営業利益は 333,839 千円（前期比 61.0%増）、経常利益は 269,540 千円（前期比 37.0%増）、当期純利益は 174,586 千円（前期比 9.1%増）となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当事業年度（自 2023 年 7 月 1 日 至 2024 年 6 月 30 日）

当事業年度末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、前事業年度末に比べ 66,384 千円増加し、601,133 千円となりました。

当事業年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果得られた資金は 269,760 千円（前期は 204,990 千円の獲得）となりました。これは主に、法人税等の支払額 53,435 千円、投資不動産賃貸料 39,084 千円がありましたが、税引前当期純利益が 256,131 千円、投資不動産賃貸費用 73,581 千円等によるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果使用した資金は 1,433,462 千円（前期は 25,659 千円の獲得）となりました。これは主に、投資不動産の取得による支出 1,347,735 千円、投資不動産の賃貸による支出 73,581 千円等によるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動の結果得られた資金は 1,230,086 千円（前期は 195,710 千円の支出）となりました。これは主に、長期借入れによる収入 1,035,800 千円、短期借入金の純増加額 320,800 千円等によるものであります。

2 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当社事業は生産の形態をとらないため、該当事項はありません。

(2) 受注実績

当社事業は受注の形態をとらないため、該当事項はありません。

(3) 販売実績

当事業年度における販売実績を示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	当事業年度 (自 2023 年 7 月 1 日 至 2024 年 6 月 30 日)	前年同期比 (%)
リユース事業 (千円)	3,517,398	114.7
合計 (千円)	3,517,398	114.7

(注) 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は、次のとおりであります。

相手先	前事業年度 (自 2022 年 7 月 1 日 至 2023 年 6 月 30 日)		当事業年度 (自 2023 年 7 月 1 日 至 2024 年 6 月 30 日)	
	販売高 (千円)	割合 (%)	販売高 (千円)	割合 (%)
日本マテリアル(株)	972,635	31.7	1,436,930	40.9

3 【対処すべき課題】

リユース業界におきましても、対面型サービスを中心として個人消費は回復傾向にあります。資源価格の高騰及び為替相場の急激な変動等、依然として先行き不透明な状況が継続しております。一方で、SDGsに代表される持続可能な循環型社会の実現に向けた意識の高まりにより、消費者全体のリユースへの関心は高まっております。また、M&A等による業界内での再編成も進んでおり、資本力のある大手企業を中心に買取、販売両面における競争激化はさらに進むものと予想されます。

このような環境の下、当社におきましては大型商業施設への買取専門店の出店やイベント買取の実施、ウェブサイトを活用したお客様とのコミュニケーション強化やオンライン・オークション等、デジタル活用による営業施策を進めております。

第22期は、個人顧客からの買取を中心とした商品調達チャネルの継続的な拡大を進めていくと同時に、自社オークションサイトの開設等、デジタル活用による営業施策を強化してまいります。また、新たに空家再生、リノベーションをはじめとした不動産事業への取組を進めてまいります。

当社の今後の経営課題とその対策は以下のとおりであります。

① 個人買取の強化

集客力の高い大型商業施設を中心に買取専門店の出店拡大を進めることで新規顧客の開拓とともに、個々の既存顧客の趣向、属性等に応じたコミュニケーション、アプローチを強化することで、リピート率の向上、ロイヤルカスタマー化を図ってまいります。

② マイスター育成による査定能力の更なる向上

事業の安定化及び拡大を図るためには、優秀な人財の確保・育成が重要であると認識しております。当社の主要取扱商品でありますリユース商品は新品と異なり、特定の取引価格が存在せず、また目安となる流通市場相場も変動的であることから、値付けが非常に難しいといった特徴を持っております。当社におきましては社内資格認定制度や研修体制の整備拡充及び店舗における実践的なOJTを活用することにより、マイスターとしての専門能力を高めてまいります。

③ 付加価値創造による市場競争力、顧客満足度の向上

当社は顧客からの買取商品を社内において研磨、再生加工等を行うことで、新品にも匹敵するような高い付加価値をつけた商品として市場に提供しております。これまで顧客からも高い満足度評価を頂いており、社内における再生加工スタッフの増強、機能強化をはじめ、市場における独自性、優位性を高めるべく努めてまいります。

④ オークション事業の強化及び拡大

これまでも行っております他社ウェブサイトへの出品、オークション参加に加え、既にスタートしております当社主催の「ダイバーシティ・オークション」を強化してまいります。将来的には多くのパートナーが参加するプラットフォームとして魅力度を高めることで、GMV（総取扱高）の拡大を目指してまいります。

⑤ 不動産事業への取組

社会的に人口減少、都心回帰が進む中、持続可能な循環型社会への転換といった観点から、空家再生、リノベーションによる付加価値創造をはじめとした不動産事業への取組を進めてまいります。今後、当社におきましては現在のリユース事業に続く、第二の柱として事業規模拡大、高収益実現に向けた強化を図ってまいります。

4 【事業等のリスク】

本書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のようなものがあります。

また、必ずしもリスク要因には該当しない事項につきましても、投資者の投資判断上、重要であると考えられる事項については、投資者に対する積極的な情報開示の観点から以下に開示しております。

なお、文中の将来に関する事項は当事業年度末現在において当社が判断したものであり、将来において発生する可能性があるすべてのリスクを網羅するものではありません。

(1) 買取商品(仕入)について

①安定的な仕入確保

リユース商品は新品と異なり、仕入量の調節が難しいといった特徴を持っております。当社におきましては店頭をはじめ、出張、宅配買取及びリユース商品取扱業者等、調達チャンネルを多様化することにより、安定的な仕入調達体制を構築してまいりました。

しかしながら将来における景気動向、顧客マインドの変化、及びリユース業界内における競合激化等により、質・量ともに安定的な仕入調達が困難となる可能性もあり、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

②鑑定士(マイスター)の不足

リユース商品は新品と異なり、特定の取引価格が存在せず、また、目安となる流通市場相場も変動的であることから、値付けが非常に難しいといった特徴を持っております。当社におきましては社内資格認定制度や研修体制の整備拡充を通じ、高度な専門知識と豊富な経験を備えた優秀な人財の確保、育成に努めております。しかしながら、人員確保が計画通り進まず、また、退職により短期間に多数の人財流出が生じた場合、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

③コピー商品等、規格外商品の買取リスク

リユース商品の市場流通量の増大に伴い「コピー商品」に関するトラブルは社会問題となっており、顧客の利益保護と信頼確保が業界全体での重要課題であると認識しております。当社におきましては各鑑定士並びに査定チームの真贋チェック能力の向上を図り、コピー商品等、規格外商品の買取防止に努めております。また、顧客に安心感をもって商品を購入いただけるよう、買取品の販売に向けた商品化プロセスの中で再度入念な真贋チェックを行っており、誤って仕入れたコピー商品についてはすべて廃棄処理を行い、コピー商品のEC出品、店頭陳列防止に努めております。なお、真贋チェックが難しい商品については、日本流通自主管理協会(注)等の外部に真贋チェックを依頼しております。

今後も顧客から信頼を頂けるよう、当社はコピー商品の排除を徹底してまいります。しかしながら、当社の事業においては、常にコピー商品等によるトラブル発生のリスクを内包していることから、重大なトラブルの発生等により著しく顧客の信頼感低下が生じた場合、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(注) 並行輸入商品市場からの偽造品、不正商品の流通防止及び排除を目指して、1998年に発足した団体であります。リサイクル店のみならず量販店、専門店等多数のカテゴリーの販売店が小売会員企業として、また、専門知識を有した数多くの輸入業者、卸業者が卸売会員企業として加盟しております。

④盗品買取リスク

買取行為については、古物営業法及び民法で規制されております。当社におきましては、古物営業法及び民法をはじめ法令遵守の観点から、電子ファイル化を含め買取記録の整備、保持を進めることにより、万一盗品買取が発生した場合でも、被害者並びに当局への適切な対応を行う体制を整えております。また、法令に則り買取時の身元確認を適切に行うことでリスク低減のため細心の注意を払っております。しかしながら、コピー商品等と同様に買取を実行してしまった場合に、仕入ロスや当該トラブル発生に起因した顧客、取引先等からの信頼低下により、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 店舗営業について

①新規出店

当社は関東首都圏エリアを中心に「ワンダープライス」を展開することにより事業を拡大してまいりました。ショッピングモールを運営する事業者とは良好な関係を構築しており、人員計画に応じた採用活動も実施しておりますが、今後の出店計画に対し、出店条件を含め物件選定、確保及び人員配置等が計画通り進まなかった場合、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

②店舗営業エリア

当社は関東首都圏エリアに店舗を集約し、事業展開を進めてきたことにより、経営効率化を図ってまいりましたが、首都圏直下型地震をはじめとした大規模災害による店舗の営業活動への影響等、地域集中に伴うリスクが存在しております。

今後、関東首都圏エリアにおける大規模災害が発生し、一時的あるいは長期的に店舗の営業活動が困難となった場合、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

③賃貸借契約

当社の大半の店舗は賃借物件であることから、何らかの理由により契約更新できない場合、また、契約更新時において賃料が上昇し採算性が損なわれることが判明した場合、店舗の撤退を余儀なくされ、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(3) 特定の取引先への依存

当社はリユース事業の単一セグメントでございますが、その中で地金の販売が大きな割合を占めており、特定の取引先への依存度が高い状態にあります。依存度が高い取引先としては、2024年6月期は日本マテリアル株が1,436,930千円(売上構成比40.9%)となっております。同社との取引関係は良好に推移しており、同社以外への地金の販売もあり代替取引先の確保も可能とは考えておりますが、当該取引先の取引方針の変更によっては、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(4) 外部環境変化による価格変動

当社の取扱商品は主にジュエリー、貴金属、時計、ブランド品等であり、商品によっては貴金属・地金相場や為替相場の変動により、短期間で価格が大きく変動するリスクが存在しております。当社におきましては、商品在庫の滞留や陳腐化を防ぐための鮮度管理を徹底することでリスク低減を図っておりますが、想定を上回る価格変動が生じた場合、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(5) 自然災害、パンデミック等について

当社におきましては、各店舗における商品買取が事業の根幹となっており、事業活動を継続し、社会インフラの役割を果たすため、BCPや災害対策マニュアル等の整備を進めております。しかしながら、大規模な自然災害、事故、パンデミック等が発生した場合には、営業活動に著しい支障が生じ、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(6) 個人情報の管理について

当社におきましては、店舗業務や販売促進等において顧客の住所、氏名、職業、クレジットカード情報等を取り扱っており、これら個人情報も帳簿等への記載または電磁的方法により記録、管理しております。社内においては社内規程等の整備、従業員教育の徹底、情報セキュリティ強化等により、法令遵守、情報漏洩防止等、個人情報保護に努めております。しかしながら、個人情報が漏洩した場合、社会的信用の失墜、これらの対応に伴う多額の経費発生等により、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(7) 法的規制について

当社におきましては、古物営業の許可を各都道府県公安委員会より受けており、「古物営業法」に係る法的規制を受けております。古物営業の許可には有効期限は定められておりませんが、古物営業法又は古物営業に関する他の法令に違反した場合、盗品等の売買等の防止もしくは盗品等の速やかな発見が著しく阻害される恐れがあると認められる場合には、公安委員会は古物営業法第24条（営業の停止等）に基づき営業の停止もしくは許可の取消しを行うことができるものとされております。

また、当社は、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」に係る法的規制を受けております。当社が同法令の遵守を怠った場合、行政庁による指導、助言及び勧告並びに罰則を受けることがあります。

当社では同法をはじめ法令遵守に関する社内教育を徹底し、また、法的規制の改廃や新設に関する動向を注視し、法令遵守状態の維持のため、速やかに対応できるよう努めており、事業継続に支障をきたす事象発生は無いものと認識しております。

しかしながら、今後、法的規制への抵触や許認可の取消事由への該当が発生してしまった場合、事業の継続に支障を来し、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(8) 有利子負債依存度について

当社は、運転資金の多くを金融機関からの借入りに依存しているため、金融情勢の変化などにより計画通り資金調達ができない場合には、事業展開等に影響を受ける可能性があります。また、金利の上昇により資金調達コストが増大した場合には利益を圧迫し、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

なお、当事業年度末における有利子負債合計は1,853百万円、有利子負債依存度は67.9%であります。

(9) 大株主である特定取締役への依存について

当社代表取締役社長である浅村裕二は、当社の創業者かつ大株主であり、経営方針や事業戦略の決定・実行において重要な役割を果たしております。当社は、取締役をはじめ幹部社員への情報共有や権限委譲によって、同氏に過度に依存しない組織体制の整備を進めておりますが、同氏が何らかの理由により業務を遂行することが困難になった場合には、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(10) 担当 J-Adviser との契約の解除に関するリスクについて

当社は、本書公表日現在において、株式会社日本M&Aセンターとの間で、担当 J-Adviser 契約（以下、「当該契約」といいます。）を締結しております。当該契約は、TOKYO PRO Market における当社株式の上場維持の前提となる契約であり、当該契約を解除し、かつ、他の担当 J-Adviser を確保できない場合、当社株式は TOKYO PRO Market から上場廃止となります。当該契約における契約解除に関する条項及び契約解除に係る事前催告に関する事項は以下のとおりです。

なお、本書公表日現在において、当該契約の解除条項に該当する事象は生じておりません。

<J-Adviser 契約解除に関する条項>

当社（以下、「甲」という。）が次のいずれかに該当する場合には、株式会社日本M&Aセンター（以下、「乙」という。）は J-Adviser 契約（以下、「本契約」という。）を即日無催告解除することができる。

甲が次のいずれかに該当する場合には、乙は本契約を即日無催告解除することができる。

① 債務超過

甲がその事業年度の末日に債務超過の状態である場合において、1年以内（審査対象事業年度の末日の翌日から起算して1年を経過する日（当該1年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該1年を経過する日の後最初に到来する事業年度の末日）までの期間をいう。

以下、本号において同じ。また、「2年以内」も同様。)に債務超過の状態でなくならなかったとき。ただし、甲が法律の規定に基づく再生手続若しくは更生手続、産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法(以下、「産活法」という。)第2条第25項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生(当該手続が実施された場合における産活法第49条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。)、産業競争力強化法第2条第16項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生(当該手続が実施された場合における産業競争力強化法第52条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。)又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行うことにより、当該1年を経過した日から起算して1年以内に債務超過の状態でなくなることを計画している場合(乙が適当と認める場合に限る。)には、2年以内に債務超過の状態でなくならなかったとき。

なお、乙が適当と認める場合に適合するかどうかの審査は、甲が審査対象事業年度に係る決算(上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社である場合には連結会計年度、連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度に係る決算とする。)の内容を開示するまでの間において、再建計画(本号但し書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための経営計画を含む。)を公表している場合を対象とし、甲が提出する当該再建計画並びに次の(a)及び(b)に定める書面に基づき行うものとする。

- (a) 次のイからハまでに掲げる場合の区分に従い、当該イからハまでに定める書面
 - イ 法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を行う場合 当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得ているものであることを証する書面
 - ロ 産活法第2条第16項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生(当該手続が実施された場合における産活法第52条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。)を行う場合 当該再建計画が、当該手続にしたがって成立したものであることを証する書面
 - ハ 私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行う場合 当該再建計画が、当該ガイドラインにしたがって成立したものであることについて債権者が記載した書面
- (b) 規程第311条第1項第5号ただし書に規定する1年以内に債務超過の状態でなくなるための経営計画の前提となった重要な事項等が、公認会計士等により検討されたものであることについて当該公認会計士等が記載した書面

② 銀行取引の停止

甲が発行した手形等が不渡りとなり銀行取引が停止された場合又は停止されることが確実となった場合。

③ 破産手続、再生手続又は更生手続

甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続若しくは更生手続を必要とするに至った場合(甲が、法律に規定する破産手続、再生手続又は更生手続の原因があることにより、破産手続、再生手続又は更生手続を必要と判断した場合)又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のaからcまでに掲げる場合その他甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合に準ずる状態になったと乙が認めた場合をいうものとし、当該aからcまでに掲げる場合には当該aからcまでに定める日に本号前段に該当するものとして取り扱う。

- a 甲が債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあるときなどで再建を目的としない法律に基づかない整理を行う場合 甲から当該整理を行うことについての書面による報告を受けた日
- b 甲が、債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあることなどにより事業活動の継続について困難である旨又は断念する旨を取締役会等において決議又は決定した場合であって、事業の全部若しくは大部分の譲渡又は解散について株主総会又は普通出資者総会に付議することを取締役会の決議を行った場合 甲から当該事業の譲渡又は解散に関する取締役会の決議についての書面による報告を受けた日(事業の大部分の譲渡の場合には、当該事業の譲渡が事業の大部分の譲渡であると乙が認めた日)
- c 甲が、財政状態の改善のために、債権者による債務の免除又は第三者による債務の引受若しくは弁済に関する合意を当該債権者又は第三者と行った場合(当該債務の免除の額又は債務

の引受若しくは弁済の額が直前事業年度の末日における債務の総額の100分の10に相当する額以上である場合に限る。) 甲から当該合意を行ったことについての書面による報告を受けた日

- ④ 前号に該当することとなった場合においても、甲が次のaからcまでに該当する再建計画の開示を行った場合には、原則として本契約の解除は行わないものとする。
- a 次の(a)又は(b)に定める場合に従い、当該(a)又は(b)に定める事項に該当すること。
- (a) 甲が法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合 当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得られる見込みがあるものであること。
- (b) 甲が前号cに規定する合意を行った場合 当該再建計画が、前号cに規定する債権者又は第三者の合意を得ているものであること。
- b 当該再建計画に次の(a)及び(b)に掲げる事項が記載されていること。
- (a) TOKYO PRO Marketに上場する有価証券の全部を消却するものでないこと。
- (b) 前aの(a)に規定する見込みがある旨及びその理由又は同(b)に規定する合意がなされていること及びそれを証する内容
- c 当該再建計画に上場廃止の原因となる事項が記載されているなど公益又は投資者保護の観点から適当でないと認められるものでないこと。

⑤ 事業活動の停止

甲が事業活動を停止した場合(甲及びその連結子会社の事業活動が停止されたと乙が認めた場合)又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のaからcまでに掲げる場合その他甲が事業活動を停止した場合に準ずる状態になった場合と乙が認めた場合をいうものとし、当該aからcまでに掲げる場合には当該aからcまでに掲げる日に同号に該当するものとして取り扱う。

- a 甲が、合併により解散する場合のうち、合併に際して甲の株主に対してその株券等に代わる財産の全部又は一部として次の(a)又は(b)に該当する株券等を交付する場合は、原則として、合併がその効力を生ずる日の3日前(休業日を除外する。)の日
- (a) TOKYO PRO Marketの上場株券等
- (b) 特例第132条の規定の適用を受け、速やかにTOKYO PRO Marketに上場される見込みのある株券等
- b 甲が、前aに規定する合併以外の合併により解散する場合は、甲から当該合併に関する株主総会(普通出資者総会を含む。)の決議についての書面による報告を受けた日(当該合併について株主総会の決議による承認を要しない場合には、取締役会の決議(委員会設置会社にあつては、執行役の決定を含む。)についての書面による報告を受けた日)
- c 甲が、a及び前bに規定する事由以外の事由により解散する場合(本条第3号bの規定の適用を受ける場合を除く。)は、甲から当該解散の原因となる事由が発生した旨の書面による報告を受けた日

⑥ 不適当な合併等

甲が非上場会社の吸収合併又はこれに類するもの(i 非上場会社を完全子会社とする株式交換、iの2 非上場会社を子会社とする株式交付、ii 会社分割による非上場会社からの事業の承継、iii 非上場会社からの事業の譲受け、iv 会社分割による他の者への事業の承継、v 他の者への事業の譲渡、vi 非上場会社との業務上の提携、vii 第三者割当による株式若しくは優先出資の割当て、viii その他非上場会社の吸収合併又はiからviiまでと同等の効果をもたらすと認められる行為)で定める行為(以下本号において「吸収合併等」という。)を行った場合に、甲が実質的な存続会社でないと乙が認めた場合

⑦ 支配株主との取引の健全性の毀損

第三者割当により甲の支配株主(甲の親会社又は甲の議決権の過半数を直接若しくは間接に保有する者)が異動した場合(当該割当により交付された募集株式等の転換又は行使により支配株主が異動する見込みがある場合を含む)において、支配株主との取引に関する健全性が著しく毀損されていると乙が認めるとき

⑧ 発行者情報等の提出遅延

甲が提出の義務を有する特定証券情報、発行者情報又は有価証券報告書等につき、特例及び法

- 令に定める期間内に提出しなかった場合で、乙がその遅延理由が適切でないと判断した場合
- ⑨ 虚偽記載又は不適正意見等
次の a 又は b に該当する場合
 - a 甲が開示書類等に虚偽記載を行い、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合
 - b 甲の財務諸表等に添付される監査報告書等において、公認会計士等によって、監査報告書については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨（天災地変等、上場会社の責めに帰すべからざる事由によるものである場合を除く。）が記載され、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合
 - ⑩ 法令違反及び上場契約違反等
甲が重大な法令違反又は特例に関する重大な違反を行った場合
 - ⑪ 株式事務代行機関への委託
甲が株式事務を特例で定める株式事務代行機関に委託しないこととなった場合又は委託しないこととなることが確実となった場合
 - ⑫ 株式の譲渡制限
甲が TOKYO PRO Market に上場する株式の譲渡につき制限を行うこととした場合
 - ⑬ 完全子会社化
甲が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合
 - ⑭ 指定振替機関における取扱い
甲が発行する株券が指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合
 - ⑮ 株主の権利の不当な制限
甲が次の a から g までのいずれかに掲げる行為を行っている場合において、株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると乙が認めた場合その他株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると乙が認めた場合をいう。
 - a 買収者以外の株主であることを行使又は割当ての条件とする新株予約権を株主割当て等の形で発行する買収防衛策（以下「ライツプラン」という。）のうち、行使価額が株式の時価より著しく低い新株予約権を導入時点の株主等に対し割り当てておくものの導入（実質的に買収防衛策の発動の時点の株主に割り当てるために、導入時点において暫定的に特定の者に割り当てておく場合を除く。）
 - b ライツプランのうち、株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても、なお、廃止又は不発動とすることができないものの導入
 - c 拒否権付種類株式のうち、取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされたものの発行に係る決議又は決定（持株会社である甲の主要な事業を行っている子会社が拒否権付種類株式又は取締役選任権付種類株式を甲以外の者を割当先として発行する場合において、当該種類株式の発行が甲に対する買収の実現を困難にする方策であると乙が認めるときは、甲が重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされた拒否権付種類株式を発行するものとして取り扱う。）
 - d TOKYO PRO Market に上場している株券について、株主総会において議決権を行使することができる事項のうち取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について制限のある種類の株式への変更に係る決議又は決定。
 - e TOKYO PRO Market に上場している株券より議決権の多い株式（取締役の選解任その他の重要な事項について株主総会において一個の議決権を行使することができる数の株式に係る剰余金の配当請求権その他の経済的利益を受ける権利の価額等が TOKYO PRO Market に上場している株券より低い株式をいう。）の発行に係る決議又は決定。
 - f 議決権の比率が 300% を超える第三者割当に係る決議又は決定。
 - g 株主総会における議決権を失う株主が生じることとなる株式併合その他同等の効果をもたらす行為に係る決議又は決定。
 - ⑯ 全部取得
甲が TOKYO PRO Market に上場している株券に係る株式の全部を取得する場合。
 - ⑰ 反社会的勢力の関与
甲が反社会的勢力の関与を受けている事実が判明した場合において、その実態が TOKYO PRO Market の市場に対する株主及び投資者の信頼を著しく毀損したと乙が認めるとき。

⑱ その他

前各号のほか、公益又は投資者保護のため、乙若しくは東証が上場廃止を適当と認めた場合。

＜J-Adviser 契約解除に係る事前催告に関する条項＞

- ① 甲又は乙が、本契約に基づく義務の履行を怠り、又はその本契約違反を犯した場合、その相手方は、一カ月間の期間を定めてその違反の是正又は義務の履行を書面で催告し、その催告期間内にその違反の是正又は義務の履行がなされなかったといは本契約を解除することができる。
- ② 前項の定めに関わらず、甲及び乙は、合意により本契約期間中いつでも本契約を解除することができる。また、甲又は乙から相手方に対し、1か月前に書面で通知することにより本契約を解除することができる。
- ③ 本契約を解除する場合、特段の事情の無い限り、乙は予め本契約を解除する旨を東証に通知する。

このほか、株主総会の特別決議を経て、当社が東証へ「上場廃止申請書」を提出した場合にも上場廃止となります。なお、本発行者情報公表日時点において、J-Adviser 契約の解約につながる可能性のある上記の事象は発生しておりません。

5 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当事業年度末現在において当社が判断したものであります。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社の財務諸表は、我が国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この財務諸表の作成にあたって、経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額及び開示に影響を与える見積りを必要としております。経営者は、これらの見積りについて、過去の実績等を勘案し、合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積りによる不確実性のため、これらの見積りと異なる場合があります。

(2) 財政状態の分析

当事業年度（自 2023 年 7 月 1 日 至 2024 年 6 月 30 日）

（資産）

当事業年度末における流動資産は 1,074,501 千円となり、前事業年度末に比べ 94,451 千円増加いたしました。これは主に現金及び預金が 66,384 千円、商品が 15,431 千円それぞれ増加したことによるものであります。固定資産は 1,655,567 千円となり、前事業年度末に比べ 1,371,930 千円増加いたしました。これは主に投資不動産が 1,252,416 千円、増加したことによるものであります。

この結果、総資産は、2,730,068 千円となり、前事業年度末に比べ 1,466,382 千円増加いたしました。

（負債）

当事業年度末における流動負債は 824,380 千円となり、前事業年度末に比べ 474,977 千円増加いたしました。これは主に短期借入金が 320,800 千円増加したことによるものであります。固定負債は 1,330,066 千円となり、前事業年度末に比べ 816,818 千円増加いたしました。これは主に長期借

入金が 899,521 千円増加したことによるものであります。

この結果、負債合計は、2,154,446 千円となり、前事業年度に比べ 1,291,796 千円増加いたしました。

(純資産)

当事業年度末における純資産合計は 575,621 千円となり、前事業年度末に比べ 174,586 千円増加いたしました。これは主に当期純利益 174,586 千円によるものであります。

この結果、自己資本比率は 21.1% (前事業年度末は 31.7%) となりました。

(3) 経営成績の分析

「第3【事業の状況】1【業績等の概要】(1)業績」に記載のとおりであります。

(4) 経営成績に重要な影響を与える要因

当社グループの経営成績に重要な影響を与える要因につきましては、「4【事業等のリスク】」に記載のとおりであります。

(5) キャッシュ・フローの状況の分析

当社グループの資本の財源及び資金の流動性につきましては、「第3【事業の状況】1【業績等の概要】(2)キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

第4 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

当事業年度において実施した設備投資の総額は、29,393千円であり、その主な内容は、本社設備2,414千円及び事務所、店舗設備26,978千円であります。

なお、当事業年度における設備の除却については、「第6【経理の状況】【注記事項】(損益計算書関係)※3」に記載のとおりであります。

また、当社はリユース事業の単一セグメントのため、セグメント情報の記載は省略しております。

2 【主要な設備の状況】

当社における主要な設備は、次のとおりであります。

2024年6月30日現在

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額(千円)			従業員数 (名)
		建物	その他	合計	
本社(埼玉県所沢市)	本社設備	11,927	12,244	24,172	19 [1]
NEO所沢店(埼玉県所沢市)他42店舗	事務所、店舗設備	104,466	19	104,486	91 [6]

(注)1. 現在休止中の主要な設備はありません。

2. 帳簿価額のうち「その他」は、工具、器具及び備品、ソフトウェアの合計です。

3. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数(パートタイマーを含み、派遣社員を除く。)は、年間の平均人員を〔 〕外数で記載しております。

3 【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

該当事項はありません。

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第5 【発行者の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類	発行可能株式総数(株)	未発行株式数(株)	事業年度末現在発行数(株) (2024年6月30日)	公表日現在発行数(株) (2024年9月30日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	3,200,000	2,400,000	800,000	800,000	東京証券取引所 (TOKYO PRO Market)	単元株式数 100株
計	3,200,000	2,400,000	800,000	800,000	—	—

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【MSCB等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数(株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額(千円)	資本金残高(千円)	資本準備金増減額(千円)	資本準備金残高(千円)
2021年10月1日 (注1)	18,000	20,000	90,000	100,000	—	—
2024年1月11日 (注2)	780,000	800,000	—	100,000	—	—

(注) 1. 2021年10月1日付で普通株式1株につき10株の株式分割、及び利益剰余金90,000千円の資本金組入れを行っております。

2. 2023年12月20日開催の取締役会決議に基づき、2024年1月11日付にて普通株式1株を40株に分割しております。

(6) 【所有者別状況】

2024年6月30日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)							単元未満株式の状況(株)	
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他		計
					個人以外	個人			
株主数(人)	—	—	—	1	—	—	1	2	—
所有株式数(単元)	—	—	—	1	—	—	7,999	8,000	—
所有株式数の割合(%)	—	—	—	0.01	—	—	99.99	100	—

(7) 【大株主の状況】

2024年6月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	株式総数に対する所有株式数の割合(%)
浅村 裕二	埼玉県所沢市	799,900	99.99
三巧商事株式会社	埼玉県所沢市くすのき台3丁目1-10	100	0.01
計		800,000	100.00

(8) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2024年6月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 800,000	8,000	完全議決権株式であり、株主としての権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	800,000	—	—
総株主の議決権	—	8,000	—

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

(9) 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式等の種類】

該当事項はありません。

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

該当事項はありません。

3 【配当政策】

当社は、長期継続的な企業価値向上が株主の利益への貢献であると認識しており、株主に対して安定的な配当を実施していくことを基本方針として考えております。

当社の定款には中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことができる旨を定めており、これらの剰余金の配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会です。なお、当事業年度における配当につきましては、内部留保資金の確保のため実施しておりません。内部留保資金につきましては、企業体質の強化、将来の事業展開のための資金等に充当してまいります。今後の配当につきましては、財政状態、経営成績及び今後の事業計画を勘案し、内部留保とのバランスを図りながらその実施を検討する所存であります。なお、当社は「取締役会の決議により、毎年12月31日を基準日として、中間配当を行うことができる。」旨を定款に定めております。

4 【株価の推移】

(1) 【最近3年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第19期	第20期	第21期
決算年月	2022年6月	2023年6月	2024年6月
最高(円)	-	-	1,706
最低(円)	-	-	1,706

(注) 1. 最高・最低株価は、東京証券取引所 TOKYO PRO Market における取引価格であります。

2. 第19期及び第20期については、2024年3月28日に東京証券取引所 TOKYO PRO Market へ上場したため、記載しておりません。

(2) 【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	2024年1月	2月	3月	4月	5月	6月
最高(円)	-	-	1,706	-	-	-
最低(円)	-	-	1,706	-	-	-

(注) 1. 最高・最低株価は、東京証券取引所 TOKYO PRO Market における取引価格であります。

2. 当社株式は、2024年3月28日に東京証券取引所 TOKYO PRO Market へ上場しております。それ以前の株価について該当事項はありません。

5 【役員の状況】

男性4名、女性1名（役員のうち女性の比率-%）

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	報酬	所有株式数(株)
代表取締役	社長	浅村 裕二	1975年2月3日	1993年9月 (有)柿沼運輸入社 1994年2月 (株)トランスポート山崎入社 1995年8月 岡山県貨物運送(株)入社 1997年2月 ハウスエクスシー(株)入社 1997年9月 (株)ラップ入社 2002年2月 個人事業にて総合リサイクルショップ開業 2003年7月 (有)ゼロジャパン(現当社)設立 当社代表取締役社長(現任)	(注)1	(注)3	799,900
取締役	営業本部長	大内 功	1961年2月15日	1981年4月 (株)WAVE 入社静岡店配属 1984年4月 同社川西店店長 1996年9月 同社システム運営課長 2004年4月 同社営業推進部兼商品部部長 2008年4月 同社店舗運営統括部部長 2009年9月 同社経営企画部部長 2011年9月 当社入社 2016年11月 当社 Web 販売部兼商品部部長 2022年4月 当社営業部長 2022年9月 当社取締役営業部長 2023年4月 当社取締役営業本部長(現任)	(注)1	(注)3	—
取締役	管理本部長兼 IPO 準備室長	井本 幸一	1961年1月7日	1986年4月 (株)西武百貨店入社 1992年4月 (株)西友財務部転籍 1998年4月 同社経営企画室 2003年4月 同社経営企画室及びストラテジー&インテグレーション・マネージャー 2004年4月 同社プライシング・ダイレクター 2009年8月 同社 MD ストラテジー・シニアダイレクター 2022年3月 当社入社 2022年6月 当社管理部部長 2022年9月 当社取締役管理部部長 2023年4月 当社取締役管理本部長兼 IPO 準備室長(現任)	(注)1	(注)3	—
監査役	—	阿部 大亮	1976年12月28日	1999年4月 三井信託銀行(株) (現三井住友信託銀行(株)) 入行 2004年12月 あずさ監査法人 (現有限責任あずさ監査法人) 入所 2008年2月 阿部武志税理士事務所 (現税理士法人阿部会計) 入所 2022年9月 当社監査役(現任)	(注)2	(注)3	—
計							799,900

- (注) 1. 取締役の任期は、2024年1月開催の臨時株主総会の時から2025年6月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
2. 監査役の任期は、2024年1月開催の臨時株主総会の時から2027年6月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
3. 2024年6月期における役員報酬の総額は、49,420千円を支給しております。
4. 阿部大亮氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。

6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

①コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、株主をはじめ、従業員、顧客、取引先、債権者、地域コミュニティ等、大きな影響や利害関係を持つ方々の利益を尊重した経営に徹するべく、経営の効率性、業績の向上及びコンプライアンスの重視を主体としたコーポレート・ガバナンスの強化を経営上の最重要課題として取り組んでおります。

②会社の機関の内容およびコーポレート・ガバナンス体制について

1) 取締役会

「取締役会」については「取締役会規程」に則り、毎月1回以上開催し、経営に係る重要事項並びに取締役の職務執行の監督を行います。

2) 監査役

「監査役」については、取締役会に限らず社内の重要会議・プロジェクトに出席し、多角的な観点から取締役の業務執行を監視するとともに、定款・法令等の遵守状況について厳格に監査・監督いたします。

3) 内部監査

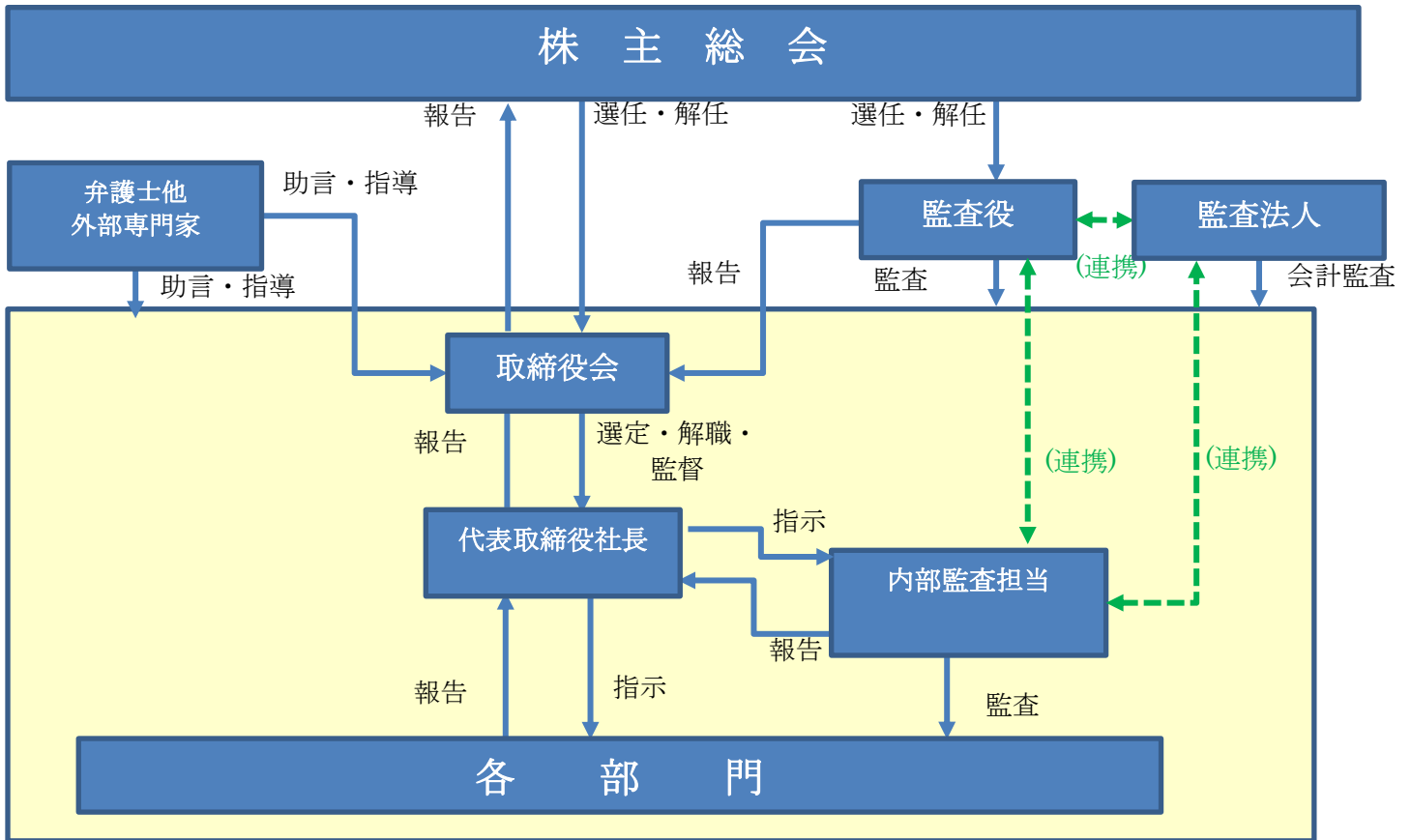
内部監査に係る諸規程に則り、複数名の内部監査プロジェクトチームによる内部監査を実施し、業務の適正性を監査いたします。監査結果は速やかに代表取締役社長に報告し、必要に応じて関係役員にも報告して情報共有を図っております。また監査役とは必要に応じて意見交換等を行うなど連携を図り、監査の実効性の向上を図っております。

4) 会計監査

当社は東光監査法人と監査契約を締結（継続監査期間2年）し、独立した立場から「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき監査を受けております。

なお、2024年6月期において監査を執行した公認会計士は中川治氏、杉本拓司氏の2名であります。また、当該監査業務にかかる補助者は公認会計士4名であります。なお、当社と監査に従事する公認会計士及びその補助者との間には特別の利害関係はありません。当社の監査法人の選定方針と理由は、監査法人としての独立性、専門性、品質管理体制を有していること、監査方法及び報酬等を総合的に勘案した結果、適任と判断したためであります。

当社のコーポレート・ガバナンス体制の模式図は、次のとおりです。



③内部統制システムの整備の状況について

当社は、「職務権限規程」の遵守により、業務を合理的に分担することで、特定の組織並びに特定の担当者に業務や権限が集中することを回避し、内部牽制機能が適切に働くよう努めております。

④社外監査役との関係について

当社の社外監査役は1名であります。当社は社外監査役を選任するための独立性に関する基準又は方針として明確に定めたものではありませんが、選任にあたっては、経歴や当社との関係を踏まえて、当社経営陣からの独立した立場で社外役員としての職務を遂行できる十分な独立性が確保できることを前提に判断しております。

⑤リスク管理体制の整備の状況

当社のリスク管理体制は、リスク管理の主管部署として管理本部が情報の一元化を行っております。また、当社は企業経営及び日常の業務に関して、必要に応じて弁護士等の複数の専門家から経営判断上の参考とするためのアドバイスを受ける体制を取っております。

⑥役員報酬の内容

区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)			対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	48,220 (-)	48,220 (-)	-	-	4 (-)
監査役 (うち社外監査役)	1,200 (1,200)	1,200 (1,200)	-	-	1 (1)

⑦役員ごとの報酬等の総額等

報酬等の総額が1億円以上の者が存在しないため、記載しておりません。

⑧支配株主との取引を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

支配株主との取引が発生する場合には、取締役会にて当該取引の必要性、取引条件の妥当性等を十分に検討することで、少数株主の利益を害することのないように対応する方針です。

⑨取締役及び監査役の定数

当社の取締役は7名以内、監査役は3名以内とする旨を定款で定めております。

⑩取締役の選任決議要件

当社の取締役は、株主総会の決議において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する旨を定款に定めております。また、取締役の選任については、累積投票によらないものとする旨を定款で定めております。

⑪株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会の円滑な運営を行うことを目的として、会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。

⑫自己株式の取得

当社は、機動的な資本政策の遂行を可能とするため、会社法第 165 条第 2 項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。

⑬取締役及び監査役の責任免除

当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）、監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる旨定款に定めております。これは、取締役及び監査役が職務を遂行するにあたり、その能力を十分に発揮して、期待される役割を果たしうる環境を整備することを目的とするものであります。

⑭中間配当に関する事項

当社は、取締役会の決議によって、毎年 12 月 31 日を基準日として中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。これは株主への機動的な利益還元を可能とするためであります。

⑮株式の保有状況

該当事項はありません。

(2) 【監査報酬の内容等】

① 【監査法人に対する報酬の内容】

区分	最近事業年度	
	監査証明業務に基づく報酬 (千円)	非監査業務に基づく報酬 (千円)
発行者	14,000	—

② 【その他重要な報酬の内容】

該当事項はありません。

③ 【監査法人の発行者に対する非監査業務の内容】

該当事項はありません。

④ 【監査報酬の決定方針】

当社の事業規模等を考慮して監査報酬額を決定しております。

第6 【経理の状況】

1 財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づいて作成しております。
- (2) 当社の財務諸表は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則」第116条第3項で認められた会計基準のうち、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成しております。

2 監査証明について

当社は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき、当社の当事業年度（2023年7月1日から2024年6月30日まで）の財務諸表について、東光監査法人の監査を受けております。

3 連結財務諸表について

「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号）第5条第2項により、当社では、子会社の資産、売上高、損益、利益剰余金及びキャッシュ・フローその他の項目から見て、当企業集団の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する合理的な判断を誤らせない程度に重要性が乏しいものとして、連結財務諸表を作成しておりません。

【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

① 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2023年6月30日)	当事業年度 (2024年6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	534,748	601,133
売掛金	45,235	54,554
商品	390,918	406,349
前渡金	—	1,000
前払費用	9,550	11,397
その他	48	67
貸倒引当金	△452	—
流動資産合計	980,049	1,074,501
固定資産		
有形固定資産		
建物(純額)	121,726	116,394
工具、器具及び備品(純額)	6,486	4,239
有形固定資産合計	※1 128,212	※1 120,634
無形固定資産		
ソフトウェア	11,079	8,024
その他	43	43
無形固定資産合計	11,123	8,068
投資その他の資産		
関係会社株式	—	29,200
出資金	10	30
差入保証金	100,008	96,422
長期前払費用	4,186	11,455
繰延税金資産	32,096	48,154
投資不動産	—	※2 1,252,416
その他	8,000	89,186
投資その他の資産合計	144,300	1,526,865
固定資産合計	283,636	1,655,567
資産合計	1,263,686	2,730,068

(単位：千円)

	前事業年度 (2023年6月30日)	当事業年度 (2024年6月30日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	1,160	2,152
短期借入金	100,000	※2 420,800
1年内償還予定の社債	—	100,000
1年以内返済予定の長期借入金	93,300	※2 103,061
未払金	22,520	25,546
未払費用	63,970	77,417
未払法人税等	20,035	66,846
契約負債	994	766
預り金	11,271	15,872
その他	36,150	11,917
流動負債合計	349,402	824,380
固定負債		
社債	200,000	100,000
長期借入金	230,390	※2 1,129,911
退職給付引当金	26,972	35,232
役員退職慰労引当金	12,628	15,792
修繕引当金	—	7,706
資産除去債務	43,257	41,423
固定負債合計	513,248	1,330,066
負債合計	862,650	2,154,446
純資産の部		
株主資本		
資本金	100,000	100,000
利益剰余金		
その他利益剰余金		
固定資産圧縮積立金	12,703	9,359
繰越利益剰余金	288,331	466,262
利益剰余金合計	301,035	475,621
株主資本合計	401,035	575,621
純資産合計	401,035	575,621
負債純資産合計	1,263,686	2,730,068

② 【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2022年7月1日 至 2023年6月30日)	当事業年度 (自 2023年7月1日 至 2024年6月30日)
売上高	※1 3,065,403	※1 3,517,398
売上原価	1,803,741	2,131,535
売上総利益	1,261,662	1,385,863
販売費及び一般管理費	※2 1,054,313	※2 1,052,024
営業利益	207,349	333,839
営業外収益		
受取利息	2	4
受取配当金	—	0
投資不動産賃貸料	—	39,084
助成金収入	704	3,928
その他	984	3,694
営業外収益合計	1,691	46,712
営業外費用		
支払利息	6,611	3,567
社債利息	355	550
投資不動産賃貸費用	—	87,690
修繕引当金繰入額	—	7,706
長期前払費用償却	1,421	1,333
上場関連費用	—	8,000
雑損失	3,884	—
その他	—	2,163
営業外費用合計	12,272	111,010
経常利益	196,768	269,540
特別利益		
補助金収入	14,979	—
関係会社株式売却益	26,949	—
特別利益合計	41,929	—
特別損失		
固定資産除却損	※3 4,851	※3 10,599
減損損失	※4 14,796	※4 2,810
特別損失合計	19,647	13,409
税引前当期純利益	219,050	256,131
法人税、住民税及び事業税	64,333	97,603
法人税等調整額	△5,344	△16,058
法人税等合計	58,989	81,545
当期純利益	160,060	174,586

【売上原価明細書】

区分	前事業年度 (自 2022年 7 月 1 日 至 2023年 6 月30日)		当事業年度 (自 2023年 7 月 1 日 至 2024年 6 月30日)	
	金額 (千円)	構成比 (%)	金額 (千円)	構成比 (%)
I 期首商品棚卸高	444,087	20.2	390,918	15.4
II 当期商品仕入高	1,750,572	79.8	2,146,966	84.6
合計	2,194,659	100.0	2,537,884	100.0
III 期末商品棚卸高	390,918		406,349	
売上原価	1,803,741		2,131,535	

③ 【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2022年7月1日 至 2023年6月30日）

（単位：千円）

	株主資本					純資産 合計
	資本金	利益剰余金			株主資本 合計	
		その他利益剰余金		利益剰余金 合計		
		固定資産 圧縮積立金	繰越 利益剰余金			
当期首残高	100,000	—	140,974	140,974	240,974	240,974
当期変動額						
当期純利益	—	—	160,060	160,060	160,060	160,060
固定資産圧縮積立 金の積立	—	14,979	△14,979	—	—	—
固定資産圧縮積立 金の取崩	—	△2,275	2,275	—	—	—
当期変動額合計	—	12,703	147,357	160,060	160,060	160,060
当期末残高	100,000	12,703	288,331	301,035	401,035	401,035

当事業年度（自 2023年7月1日 至 2024年6月30日）

（単位：千円）

	株主資本					純資産 合計
	資本金	利益剰余金			株主資本 合計	
		その他利益剰余金		利益剰余金 合計		
		固定資産 圧縮積立金	繰越 利益剰余金			
当期首残高	100,000	12,703	288,331	301,035	401,035	401,035
当期変動額						
当期純利益	—	—	174,586	174,586	174,586	174,586
固定資産圧縮積立 金の積立	—	—	—	—	—	—
固定資産圧縮積立 金の取崩	—	△3,344	3,344	—	—	—
当期変動額合計	—	△3,344	177,930	174,586	174,586	174,586
当期末残高	100,000	9,359	466,262	475,621	575,621	575,621

④ 【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2022年7月1日 至 2023年6月30日)	当事業年度 (自 2023年7月1日 至 2024年6月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益	219,050	256,131
減価償却費	31,605	37,970
受取利息	△2	△4
補助金収入	△14,979	—
関係会社株式売却益	△26,949	—
投資不動産賃貸料	—	△39,084
支払利息	6,611	3,567
投資不動産賃貸費用	—	73,581
固定資産除却損	4,851	10,599
減損損失	14,796	2,810
売上債権の増減額 (△は増加)	3,377	△9,318
棚卸資産の増減額 (△は増加)	53,217	△15,450
仕入債務の増減額 (△は減少)	504	992
未払費用の増減額 (△は減少)	3,195	13,447
未払消費税等の増減額 (△は減少)	△15,833	△23,233
契約負債の増減額 (△は減少)	994	△228
預り金の増減額 (△は減少)	9,358	5,923
退職給付引当金の増減額 (△は減少)	△348	8,259
修繕引当金の増減額 (△は減少)	—	7,706
その他	764	△7,682
小計	290,213	325,987
利息及び配当金の受取額	2	4
利息の支払額	△5,977	△4,117
補助金の受取額	14,979	—
法人税等の支払額	△105,756	△53,435
法人税等の還付額	11,528	1,320
営業活動によるキャッシュ・フロー	204,990	269,760
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△9,430	△24,591
無形固定資産の取得による支出	△1,110	△330
投資不動産の取得による支出	—	△1,347,735
投資不動産の賃貸による収入	—	39,084
投資不動産の賃貸による支出	—	△73,581
敷金及び保証金の差入による支出	△6,837	△5,720
敷金の返還による収入	—	9,306
預り敷金及び保証金の受入による収入	—	9,537
関係会社株式の取得による支出	—	△29,200
関係会社株式の売却による収入	33,600	—
関係会社の清算による収入	10,037	—
その他	△600	△10,231
投資活動によるキャッシュ・フロー	25,659	△1,433,462
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額 (△は減少)	△225,000	320,800
長期借入れによる収入	—	1,035,800
長期借入金の返済による支出	△70,710	△126,513
社債の発行による収入	100,000	—

財務活動によるキャッシュ・フロー	△195,710	1,230,086
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	34,940	66,384
現金及び現金同等物の期首残高	499,808	534,748
現金及び現金同等物の期末残高	※ 534,748	※ 601,133

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式

移動平均法による原価法

(2) その他有価証券

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

2. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

(1) 商品（個別管理商品）

主として個別法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)を採用しております。

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。

ただし、2016年4月1日以降に取得した建物については定額法を採用しております。

主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 10年～18年

工具、器具及び備品 4年～15年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

主な耐用年数は次のとおりであります。

ソフトウェア 5年

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務（自己都合要支給額）に基づき計上しております。退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(3) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

(4) 修繕引当金

特定の設備に係る修繕に要する支出に備えるため、その支出見込額に基づき、当事業年度に負担すべき額を計上しております。

5. 収益及び費用の計上基準

当社における顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下の通りであります。リユース品の買取・販売においては、中古品をメインとしたバッグ・時計・宝石等の買取・販売を行っております。商品販売については、顧客に商品を引き渡した時点において履行義務が充足されるため、当該時点で収益を認識しております。ただし、国内出荷の場合には商品の出荷時から当該商品に対する支配が顧客に移転するまでの期間が通常の間である場合には、商品の出荷時に収益を認識しております。また、取引価格は、顧客との契約において約束された対価から、値引き及び返品等を控除した金額で算定しております。

6. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

7. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(消費税等の会計処理)

控除対象外消費税及び地方消費税は、当事業年度の費用として処理しております。

(重要な会計上の見積り)

会計上の見積りは、財務諸表作成時に入手可能な情報に基づいて合理的な金額を算出しております。当事業年度の財務諸表に計上した金額が会計上の見積りによるもののうち、翌事業年度の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目は以下の通りであります。

商品の評価

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

(単位：千円)

勘定科目	前事業年度	当事業年度
商品評価損	12,706	12,703
商品の貸借対照表計上額	390,918	406,349

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

商品の評価方法は、個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっておりますが、収益性の低下が認められる商品及び一定期間を超えて滞留する商品を抽出し、一定の評価基準に基づいた簿価切下げ額の見積り計上をしております。

・期末における正味売却価額が取得原価より下落している場合、当該正味売却価額をもって貸借対照表価額とする。

・流行により価格が大きく変動する商品については、実際に販売できると見込まれる価格を見積って貸借対照表価額とする。

商品の評価の見積りにあたっては、その時点での入手可能な情報等の重要な仮定が用いられており、不確実性を伴う会計上の見積りが含まれております。

これらの見積りにおいて用いた仮定が、将来の不確実な経済情勢等の変動等により見直しが必要となった場合、翌事業年度の財務諸表において、商品の簿価の切下げ額に重要な影響を及ぼす可能性があります。

固定資産の減損

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

(単位：千円)

勘定科目	前事業年度	当事業年度
減損損失	14,796	2,810

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社は減損損失の認識にあたってキャッシュ・フローを生み出す最小の単位として、主に店舗又は物件を基本単位として、グルーピングを行っております。

店舗の将来キャッシュ・フローの見積りは、他店舗との競合状況、店舗の金・プラチナの相場、

時計の市況により大きく影響を受けます。これらの見積りにおいて用いた仮定が、将来の変動等により見直しが必要となった場合、翌事業年度以降の財務諸表に影響を与える可能性があります。

(会計方針の変更)

該当事項はありません。

(未適用の会計基準等)

該当事項はありません。

(表示方法の変更)

該当事項はありません。

(貸借対照表関係)

※1 有形固定資産の減価償却累計額及び減損損失累計額

	前事業年度 (2023年6月30日)	当事業年度 (2024年6月30日)
有形固定資産の減価償却累計額及び減損損失累計額	87,308千円	121,811千円

※2 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産及び担保付債務は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2022年7月1日 至 2023年6月30日)	当事業年度 (自 2023年7月1日 至 2024年6月30日)
投資不動産	－千円	1,158,207千円
計	－千円	1,158,207千円

	前事業年度 (自 2022年7月1日 至 2023年6月30日)	当事業年度 (自 2023年7月1日 至 2024年6月30日)
短期借入金	－千円	104,000千円
1年以内返済予定の長期借入金	－千円	53,261千円
長期借入金	－千円	902,186千円
計	－千円	1,059,447千円

(損益計算書関係)

※1 顧客との契約から生じる収益

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。

顧客との契約から生じる収益の金額は、財務諸表「注記事項（収益認識関係） 1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しております。

※2 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりです。

	前事業年度 (自 2022年7月1日 至 2023年6月30日)	当事業年度 (自 2023年7月1日 至 2024年6月30日)
給料手当	326,807千円	340,999千円
地代家賃	167,427千円	166,226千円
販売促進費	152,787千円	2,041千円
販売手数料	81,241千円	55,728千円
減価償却費	30,184千円	25,502千円
おおよその割合		
販売費	87.0%	85.9%
一般管理費	13.0%	14.1%

※3 固定資産除却損の内容は次のとおりです

	前事業年度	当事業年度
	(自 2022年7月1日 至 2023年6月30日)	(自 2023年7月1日 至 2024年6月30日)
建物（純額）	3,777千円	8,322千円
工具、器具及び備品（純額）	740千円	16千円
長期前払費用	333千円	583千円
撤去費用	－千円	1,677千円
計	4,851千円	10,599千円

※4 減損損失

前事業年度（自 2022年7月1日 至 2023年6月30日）

当事業年度において、以下の資産グループについて減損損失を計上いたしました。

場所	用途	種類	減損損失 (千円)
WPアズ熊谷店	店舗	建物	3,808
WPイオンモール高崎店	店舗	長期前払費用	721
		建物	2,135
WPセレオ国分寺店	店舗	建物	458
アリオ橋本	店舗	工具、器具及び備品	36
		建物	2,918
ららぽーと立川立飛	店舗	長期前払費用	297
		建物	1,672
ラソラ札幌	店舗	建物	2,747

(資産グルーピングの方法)

主に管理会計上の店舗区分をグルーピングの単位としております。

(減損損失の認識に至った経緯)

当事業年度において、収益性の低下により回収可能価額が帳簿価額を下回った資産グループ帳簿価額を回収可能価額まで減額し、減損損失として計上しております。

(回収可能価額の算定方法等)

回収可能価額は使用価値により測定しており、2期連続赤字など、減損の兆候を認識した資産グループを対象に使用価値を零として算出しております。

当事業年度（自 2023年7月1日 至 2024年6月30日）

当事業年度において、以下の資産グループについて減損損失を計上いたしました。

場所	用途	種類	減損損失 (千円)
アリオ亀有店	店舗	建物	2,727
		工具、器具及び備品	82
合計			2,810

(資産グルーピングの方法)

主に管理会計上の店舗又は物件をグルーピングの単位としております。

(減損損失の認識に至った経緯)

当事業年度において、収益性の低下により回収可能価額が帳簿価額を下回った資産グループ帳簿価額を回収可能価額まで減額し、減損損失として計上しております。

(回収可能価額の算定方法等)

回収可能価額は使用価値及び正味売却価額により測定しており、使用価値により測定している場合には2期連続赤字など、減損の兆候を認識した資産グループを対象に使用価値を零として算出しております。回収可能価額を正味売却価額により測定している場合には、不動産鑑定評価をもとに算定しております。

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度 (自 2022年7月1日 至 2023年6月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度 期首株式数(株)	当事業年度 増加株式数(株)	当事業年度 減少株式数(株)	当事業年末 株式数(株)
普通株式	20,000	—	—	20,000
合計	20,000	—	—	20,000

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当事業年度 (自 2023年7月1日 至 2024年6月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度 期首株式数(株)	当事業年度 増加株式数(株)	当事業年度 減少株式数(株)	当事業年末 株式数(株)
普通株式 (注) 1. 2.	20,000	780,000	—	800,000
合計	20,000	780,000	—	800,000

(注) 1. 当社は、2024年1月11日付けで普通株式1株につき40株の割合で株式分割を行っております。

2. 普通株式の発行済株式総数の増加780,000株は株式分割によるものであります。

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に記載されている科目の金額との関係は、次のとおりです。

	前事業年度 (自 2022年7月1日 至 2023年6月30日)	当事業年度 (自 2023年7月1日 至 2024年6月30日)
現金及び預金	534,748千円	601,133千円
現金及び現金同等物	534,748千円	601,133千円

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に関する取組方針

当社は、資金調達計画に照らして、必要な資金を主に銀行借入れにより調達しております。一時的な余資は主に流動性の高い金融資産で運用し、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、相手先の信用リスク、賃貸借契約に係る差入保証金は、差入先の信用リスクにそれぞれ晒されております。

営業債務である買掛金は、そのほとんどが1ヶ月以内の支払期日であります。借入金、社債は、商品仕入及び設備投資に係る資金調達を目的としたものであり、償還日は最長で決算日後21年であります。このうち一部は、金利の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、営業部門が取引先ごとに残高を管理するとともに、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

② 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、営業債務及び未払金については月次単位での支払予定を把握するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りであります。

前事業年度（2023年6月30日）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 差入保証金	100,008	99,609	△398
資産計	100,008	99,609	△398
(1) 社債（1年内償還予定を含む）	200,000	199,656	△343
(2) 長期借入金（1年内返済予定を含む）	323,690	330,322	6,632
負債計	523,690	529,979	6,289

- (※1) 現金は注記を省略しており、預金、売掛金、買掛金、短期借入金、未払金、未払法人税等、預り金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。
- (※2) 市場価額のない株式等は、上表には含まれておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は以下の通りであります。

区分	前事業年度(千円)
出資金	10

当事業年度（2024年6月30日）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 差入保証金	96,422	89,695	△6,727
資産計	96,422	89,695	△6,727
(1) 社債（1年内償還予定を含む）	200,000	199,311	△688
(2) 長期借入金（1年内返済予定を含む）	1,232,972	1,223,747	△9,224
負債計	1,432,972	1,423,059	△9,913

- (※1) 現金は注記を省略しており、預金、売掛金、買掛金、短期借入金、未払金、未払法人税等、預り金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。
- (※2) 市場価額のない株式等は、上表には含まれておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は以下の通りであります。

区分	当事業年度(千円)
関係会社株式	29,200
出資金	30

(注1) 金銭債権の決算日後の償還予定額

前事業年度 (2023年6月30日)

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	534,748	—	—	—
売掛金	45,235	—	—	—
差入保証金	23,614	76,393	—	—
合計	603,597	76,393	—	—

当事業年度 (2024年6月30日)

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	601,133	—	—	—
売掛金	54,554	—	—	—
差入保証金	—	6,276	90,074	71
合計	655,687	6,276	90,074	71

(注2) 社債、長期借入金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

前事業年度 (2023年6月30日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
短期借入金	100,000	—	—	—	—	—
社債	—	100,000	100,000	—	—	—
長期借入金	93,300	48,300	43,430	36,516	34,908	67,236
合計	193,300	148,300	143,430	36,516	34,908	67,236

当事業年度 (2024年6月30日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
短期借入金	420,800	—	—	—	—	—
社債	100,000	100,000	—	—	—	—
長期借入金	103,061	102,769	98,094	96,515	96,545	735,986
合計	623,861	202,769	98,094	96,515	96,545	735,986

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価で貸借対照表に計上している金融商品

該当事項はございません。

② 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

前事業年度（2023年6月30日）

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
差入保証金	—	99,609	—	99,609
資産計	—	99,609	—	99,609
社債（1年以内償還予定を含む）	—	199,656	—	199,656
長期借入金（1年内返済予定を含む）	—	330,322	—	330,322
負債計	—	529,979	—	529,979

当事業年度（2024年6月30日）

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
差入保証金	—	89,695	—	89,695
資産計	—	89,695	—	89,695
社債（1年以内償還予定を含む）	—	199,311	—	199,311
長期借入金（1年内返済予定を含む）	—	1,223,747	—	1,223,747
負債計	—	1,423,059	—	1,423,059

（注）時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

差入保証金

差入保証金の時価は、将来キャッシュ・フローを国債利回り等適切な指標に基づく利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

社債及び長期借入金

社債及び長期借入金の時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

退職金規定に基づく退職一時制度（非積立型制度であります。）を採用しております。

なお、当社が有する退職一時金制度は、簡便法のうち、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法により、退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。

2. 簡便法を適用した確定給付制度

(1) 簡便法を適用した制度の退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

	前事業年度 (自 2022年7月1日 至 2023年6月30日)	当事業年度 (自 2023年7月1日 至 2024年6月30日)
退職給付引当金の期首残高	27,320千円	26,972千円
退職給付費用	6,239	8,974
役員退職慰労引当金への振替	△3,838	—
退職給付の支払額	△2,749	△715
退職給付引当金の期末残高	26,972	35,232

(2) 退職給付債務の期末残高

	前事業年度 (2023年6月30日)	当事業年度 (2024年6月30日)
非積立型制度の退職給付債務	26,972千円	35,232千円
貸借対照表に計上された負債と資産の 純額	26,972	35,232
退職給付引当金	26,972	35,232
貸借対照表に計上された負債と資産の 純額	26,972	35,232

(3) 退職給付費用

	前事業年度 (2023年6月30日)	当事業年度 (2024年6月30日)
簡便法で計算した退職給付費用	6,239千円	8,974千円

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2023年6月30日)	当事業年度 (2024年6月30日)
繰延税金資産		
未払事業税	2,054千円	6,065千円
商品評価損	2,030	2,738
契約負債	338	260
資産除去債務	3,775	14,075
修繕引当金	—	2,618
減損損失	5,027	5,765
未払賞与	9,730	10,225
退職給付引当金	9,165	11,971
役員退職慰労金引当金	4,291	5,366
その他	—	536
繰延税金資産合計	36,412	59,624
繰延税金負債		
圧縮記帳積立金	△4,316	△3,180
資産除去債務に対応する除去費用	—	△8,290
繰延税金負債合計	△4,316	△11,470
繰延税金資産純額	32,096	48,154

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2023年6月30日)	当事業年度 (2024年6月30日)
法定実効税率	33.9%	33.9%
受取配当金等永久に益金に参入され ない項目	△8.3%	
住民税均等割	—%	2.0%
税額控除	—%	△3.2%
中小企業軽減税率	—%	△0.4%
その他	1.3%	△0.6%
税効果会計適用後の法人税率の負担率	26.9%	31.8%

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

店舗の不動産賃借契約に伴う原状回復義務であります。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から10年と見積り、割引率は0.00%~1.06%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

(3) 当該資産除去債務の総額の増減

	前事業年度 (自 2022年7月1日 至 2023年6月30日)	当事業年度 (自 2023年7月1日 至 2024年6月30日)
期首残高	43,048千円	43,257千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	1,930千円	2,387千円
時の経過による調整額	一千円	8千円
資産除去債務の履行による減少額	△1,722千円	△4,229千円
期末残高	43,257千円	41,423千円

(賃貸等不動産関係)

当社では、埼玉県を中心に、賃貸用の建物・土地を有しております。当事業年度における当該投資不動産に関する賃貸損失は△48,606千円（賃貸収益は営業外収益に、主な賃貸費用は営業外費用に計上）であります。

また、当該投資不動産の貸借対照表計上額、期中増減額及び時価は、次の通りであります。

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2022年7月1日 至 2023年6月30日)	当事業年度 (自 2023年7月1日 至 2024年6月30日)
貸借対照表計上額		
期首残高	—	—
期中増減額	—	1,252,416
期末残高	—	1,252,416
期末時価	—	1,202,341

- (注) 1. 貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。
2. 期中増減額のうち、主な増加額は取得（1,266,548千円）によるものであり、主な減少額は減価償却費（14,109千円）等によるものであります。
3. 期末時価に関しては、社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価書に基づく金額であります。

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2022年7月1日 至 2023年6月30日)	当事業年度 (自 2023年7月1日 至 2024年6月30日)
リユース事業	3,065,403	3,517,398
顧客との契約から生じる収益	3,065,403	3,517,398
その他の収益	—	—
外部顧客への売上高	3,065,403	3,517,398

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、【注記事項】(重要な会計方針) 5. 収益及び費用の計上基準に記載のとおりであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約負債の残高

(単位：千円)

	前事業年度 (2023年6月30日)	当事業年度 (2024年6月30日)
契約負債	994	766

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社は、リユース事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

前事業年度(自 2022年7月1日 至 2023年6月30日)

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	売上高
日本マテリアル(株)	972,635

当事業年度(自 2023年7月1日 至 2024年6月30日)

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	売上高
日本マテリアル(株)	1,436,930

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前事業年度(自 2022年7月1日 至 2023年6月30日)

当社は、リユース事業の単一セグメントであり、記載を省略しております。

当事業年度(自 2023年7月1日 至 2024年6月30日)

当社は、リユース事業の単一セグメントであり、記載を省略しております。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前事業年度(自 2022年7月1日 至 2023年6月30日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 2023年7月1日 至 2024年6月30日)

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前事業年度(自 2022年7月1日 至 2023年6月30日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 2023年7月1日 至 2024年6月30日)

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

前事業年度(自 2022年7月1日 至 2023年6月30日)

1. 関連当事者との取引

財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る。)等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
役員及び主要株主	浅村裕二	—	—	当社代表取締役	(被所有)直接100	債務被保証	銀行借入に対する債務被保証 (注) 1	132,196	—	—
							不動産賃貸契約に対する債務被保証 (注) 2	101,784	—	—

(注) 1. 当社は銀行借入れに対して債務保証を受けております。取引金額には期末残高を記載しており、保証料の支払いは行っておりません。

2. 当社は一部の不動産賃貸契約に対して債務保証を受けております。取引金額には年間賃借料を記載しており、保証料の支払いは行っておりません。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

該当事項はありません。

当事業年度(自 2023年7月1日 至 2024年6月30日)

1. 関連当事者との取引

財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る。)等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
役員及び主要株主	浅村裕二	—	—	当社代表取締役	(被所有)直接99.99%	債務被保証	不動産賃貸契約に対する債務被保証 (注)	74,405	—	—

(注) 当社は一部の不動産賃貸契約に対して債務保証を受けております。取引金額には年間賃借料を記載しており、保証料の支払いは行っておりません。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前事業年度 (自 2022年7月1日 至 2023年6月30日)	当事業年度 (自 2023年7月1日 至 2024年6月30日)
1株当たり純資産額	501円29銭	719円52銭
1株当たり当期純利益金額	200円07銭	218円23銭

- (注) 1. 当社は2024年1月11日付けで普通株式1株につき40株の割合で株式分割を行っておりますが、前事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たりの純資産額及び1株当たりの当期純利益金額を算定しております。
2. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
3. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前事業年度 (自 2022年7月1日 至 2023年6月30日)	当事業年度 (自 2023年7月1日 至 2024年6月30日)
当期純利益(千円)	160,060	174,586
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る当期純利益(千円)	160,060	174,586
普通株式の期中平均株式数(株)	800,000	800,000

(重要な後発事象)

(不動産の取得及び資金調達)

当社は2024年6月27日開催の取締役会において、不動産の取得及び取得に伴う資金の借入を決議し、2024年7月30日付で借入を実行し、同日付で当該不動産を取得いたしました。

(1) 取得の理由

安定的な賃料収入が見込める収益物件として、1物件を取得いたしました。対象となる物件は首都圏近郊主要鉄道路線の駅近好立地物件であることに加え、今後当社が付加価値を高めることで更なる高利回り収入が期待できることから、将来に向けて当社の企業価値向上に貢献するものと認識しております。

(2) 取得資産の内容

所在地	種類	地積/延床面積	取得価額
埼玉県所沢市	土地及び建物	土地 198.44m ² 、建物 338.25m ²	54,000 千円

(3) 資金の借入について

借入先の名称	青梅信用金庫
借入金額	50,000 千円
借入条件	1.5%
借入日	2024年7月30日
借入期間	20年
担保又は保証の内容	本契約から借り入れた資金により購入した物件について根抵当権を設定されます。

(4) 今後の見通し

当該不動産の取得及び資金の借入による2025年6月期の業績への影響につきましては軽微であります。

(子会社への資金貸付)

当社は2024年6月27日開催の取締役会において、子会社である株式会社明正地所への資金貸付を決議し、2024年7月5日付で実行いたしました。

(1) 貸付の理由

不動産市場におきましては優良物件取得競争が過熱化する中、即日或いは早期現金決済による契約優位性を高めるべく、株式会社明正地所に対し当社からの運転資金貸付を実施いたしました。

(2) 貸付額 : 30,000 千円

(3) 資金使途 : 不動産物件取得における運転資金

(4) 貸付日 : 2024年7月5日

(5) 貸付金利 : 1.5%

(6) 貸付期間 : 2024年12月31日まで

(債務保証)

当社は2024年8月2日開催の取締役会において、子会社である株式会社明正地所が2024年8月に実施した金融機関からの当座貸越に対する債務保証を行うことを以下の通り決議し、実行しております。

(1) 当座貸越契約締結の理由

不動産市場におきましては優良物件取得競争が過熱化する中、即日或いは早期現金決済による契約優位性を高めるべく、株式会社明正地所は金融機関からの当座貸越契約を締結いたしました。

(2) 当座貸越について

当座貸越契約先の名称	飯能信用金庫
当座貸越金額	50,000千円
利率	1.8%
当座貸越契約日	2024年8月19日
契約期間	1年間
担保の内容	本契約から借り入れた資金により購入した物件について根抵当権を設定されます。

(3) 債務保証の内容

債務保証金額	50,000千円
実行日	2024年8月19日
保証期間	1年間

⑤【附属明細表】

【有価証券明細表】

該当事項はありません。

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額(千円)	当期末残高(千円)	当期末減価償却累計額 又は償却累計額(千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末残高(千円)
有形固定資産							
建物	197,457	26,978	18,069 (2,727)	206,366	89,972	16,973	116,394
工具、器具及び備品	18,063	1,129	238 (82)	18,953	14,713	2,146	4,239
有形固定資産計	215,520	28,108	18,307 (2,810)	225,320	104,686	19,120	120,634
無形固定資産							
ソフトウェア	18,920	1,285	—	20,205	12,180	3,384	8,024
その他	43	—	—	43	—	—	43
無形固定資産計	18,964	1,285	—	20,249	12,180	3,384	8,068
長期前払費用	9,383	10,839	5,537	14,684	3,229	1,333	11,455

(注) 1. 当期増加額のうち主なものは、次のとおりです。

 建物 店舗改装費用となります。

2. 当期減少額のうち()内は内書きで減損損失の計上額であります。

【社債明細表】

銘柄	発行年月日	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	利率 (%)	担保	償還期限
第1回無担保社債	2021年11月30日	100,000	100,000	0.16	なし	2024年11月30日
第2回無担保社債	2022年10月31日	100,000	100,000	0.39	なし	2025年10月31日
合計	—	200,000	200,000	—	—	

(注) 決算日後5年内における1年ごとの償還予定額の総額

1年以内 (千円)	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
100,000	100,000	—	—	—

【借入金等明細表】

区分	当期首残高(千円)	当期末残高(千円)	平均利率	返済期限
短期借入金	100,000	420,800	0.4%	—
1年以内に返済予定の長期借入金	93,300	103,061	0.8%	—
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)	230,390	1,129,911	0.8%	2025年～ 2046年
合計	423,690	1,653,772	—	—

(注) 1. 平均利率については、期末借入金残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. 長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く)の決算日後5年以内の返済予定額は以下のとおりです。

区分	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	102,769	98,094	96,515	96,545
合計	102,769	98,094	96,515	96,545

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金	452	—	—	452	—
修繕引当金	—	7,706	—	—	7,706
役員退職慰労引当金	12,628	3,164	—	—	15,792

(注) 貸倒引当金の「当期減少額(その他)」欄の金額は、一般債権の貸倒実績率による洗替額であります。

【資産除去債務明細表】

明細表に記載すべき事項が財務諸表等規則第8条の28に規定する注記事項として記載されているため、記載を省略しております。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

① 現金及び預金

区分	金額(千円)
現金	40,760
預金	
普通預金	560,372
小計	560,372
合計	601,133

② 売掛金

相手先別内訳

相手先	金額(千円)
ヤフー株式会社	20,534
楽天グループ株式会社	9,692
イーレディー株式会社	6,910
ペイオニア・ジャパン株式会社	5,939
株式会社イトーヨーカ堂	3,994
その他	7,483
合計	54,554

売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

当期初残高 (千円)	当期発生高 (千円)	当期回収高 (千円)	当期末残高 (千円)	回収率(%)	滞留期間(日)
(A)	(B)	(C)	(D)	$\frac{(C)}{(A)+(B)} \times 100$	$\frac{(A)+(D)}{2} \div \frac{(B)}{365}$
45,235	3,869,138	3,859,819	54,554	98.6	4.7

③ 商品

区分	金額(千円)
リユース品	406,349
合計	406,349

④ 投資不動産

区分	金額(千円)
建物	524,691
土地	726,938
その他	787

合計	1,252,416
----	-----------

⑤ 買掛金
相手先別内訳

相手先	金額(千円)
株式会社エコリング	558
バリュエンスジャパン株式会社	337
ジェム・グレーディングシステム・ジャパン株式会社	245
株式会社中央宝石研究所	146
有限会社喜宝	122
その他	740
合計	2,152

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第7 【外国為替相場の推移】

該当事項はありません。

第8 【発行者の株式事務の概要】

事業年度	毎年7月1日から翌年6月30日まで
定時株主総会	毎事業年度末日の翌日から3か月以内
基準日	毎年6月30日
株券の種類	—
剰余金の配当の基準日	毎年12月31日、毎年6月30日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都千代田区霞が関三丁目2番5号 株式会社アイ・アール ジャパン 本店
株主名簿管理人	東京都千代田区霞が関三丁目2番5号 株式会社アイ・アール ジャパン
取次所	—
買取手数料	無料
公告掲載方法	当社の公告方法は、電子公告としております。 ただし、事故その他やむを得ない事由により電子公告をすることができないときは、日本経済新聞に掲載して行うこととしております。 当社の公告掲載URLは次のとおりです。 https://zerojapan.jp/
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注)当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を有しておりません。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利
- (3) 募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利

第二部 【特別情報】

第1 【外部専門家の同意】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2024年9月26日

株式会社ゼロジャパン

取締役会 御中

東 光 監 査 法 人

東京都新宿区

指 定 社 員
業務執行社員 公認会計士 中川 浩

指 定 社 員
業務執行社員 公認会計士 杉本 拓司

監査意見

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第128条第3項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ゼロジャパンの2023年7月1日から2024年6月30日までの第21期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ゼロジャパンの2024年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、発行者情報に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役の実務執行の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者及び監査役の実務執行の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の実務執行の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上